

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ
市議団ニュース

<第1回定例会>

2017年3月30日

No. 180

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

アスベスト対策要領——アスベストは点検せず天井を見るだけ？ 専門家による点検と迅速な改修を！

小形かおり議員が質問

日本共産党の小形かおり議員は27日、予算特別委員会でアスベスト対策について質問しました。市は、アスベストを含む煙突断熱材の剥落問題などをうけ、市有施設の「石綿含有建材対策要領」を策定しました。

小形議員は、冒頭、アスベストが原因とされる中皮腫による死亡者が1995年以降全国で20,525人にのぼり増加し続けるなど、アスベストの飛散防止対策は全国的な大問題であり、一方、本市がアスベストの調査で国に虚偽報告を行ったことが問題とされたとして、「こうしたなかでの対策要領だが、策定にあたっての基本認識をうかがう」とたずねました。

高木環境管理担当部長は、「ボイラーの運転停止による暖房や学校給食の停止など大きな影響を及ぼした」「こうした問題の未然防止のため要領を作成した」とのべました。

小形議員は、「要領」の点検項目に「吹付アスベストについて『未措置』（露出状態）とあるが具体的にはどのような場所か」「吹付けアスベストは飛散性が高く危険であり、対策が必要」とたずねると、高木部長は「人が立ち入らない機械室などでアスベストが露出した状態がある」「目で点検しており劣化が確認されれば適切に対応する」と答弁。小形議員は、「国の基準通りということだが、今回の反省にたてば、劣化してからではなく早急に対応すべきだ」と批判しました。

小形議員は、「要領」で『著しい損傷』『著しい劣化』などを『施設職員、委託業者又は専門家』が点検するとあるが、具体的には誰がどう判断するのか」とたずねました。このなかで、高木部長は、梁などへの吹付アスベストが「(建物内部に)囲い込まれていれば、覆っている建材を点検する」、そのため点検は専門家でなくても可能としました。

小形議員は、「つまりアスベストの点検ではなく天井などを見るだけ。しかし、覆っている建材に異常がなくても内部の吹付けアスベストが劣化している可能性はあり、これで点検と言えるのか」とたずねると、高木部長は、「点検のための開口部が必要となり、そこからアスベストが飛散する恐れがある」とのべ、「囲い材を対象に点検する」とくり返しました。

小形議員は、「専門家であれば、図面を見ればどこに吹付けアスベストが使われているかわかるのではないか」「例えば、天井であれば『点検口』があり、飛散防止など防護を行って専門家が点検することで可能だ」と批判しました。

また、改修について、「著しい損傷」は1年以内、「著しい劣化」は3～5年以内、「劣化」は10年以内に行くと報じられた問題で、小形議員が「その間にアスベストが飛散する恐れがある。改修までの期間が長すぎる」とたずねると、高木部長は「劣化状態にもとづき的確な時期に行い、早期の改修も『アスベスト問題対策会議』のなかで働きかけたい」とのべました。